

## 令和元年第12回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月25日（水）  
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎							
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊			
	6 番	志田 邦彦	8 番	知念 近海	9 番	高口 和子			
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均			
	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫			
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明			
	19 番	三枝 政人							
5. 欠席委員（2人）

2 番	太田 尚臣	7 番	岸本 六郎
-----	-------	-----	-------
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第53号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第54号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について  
議案第55号 非農地通知の対象とするものの決定について
  - 報告事項 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて  
農地改良等届について
7. 事務局 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳

### 8. 会議の概要

事務局 只今から令和元年西海市農業委員会第12回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員19名中17名で、定足数に達しておりますので総会  
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める  
こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長　　今回の議事録署名委員は、12番：松尾委員、13番：福田委員にお願いいたします。

議 長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁となります。説明に入ります。物件は大瀬戸町雪浦下郷字ゲイシ平の畑・計2筆・1,281㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地拡大のため売買契約となっています。権利種別は「所有権移転 売買」となっています。経営農地拡大を検討している譲り受け人が所有・耕作している土地に隣接する申請地の所有者に対して土地の譲渡について打診したところ合意が整い、今回の申請にいたったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約400mのところであり、車で約2分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長　　それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番　　先日、譲り受け人の方と現地を確認しました。申請地は、小松苑というレストランの向かい側で、40～50mほど上ったところにあります。西側には海が広がり池島が正面に見える景観がすばらしいところです。

申請地の隣には、譲り受け人の畑があって、ついでに一部について維持管理をしていたそうです。売って欲しいと相談したところ、筆ごと買ってくれとのことでした。譲り渡し人は福岡県に在住で、お母さんは長期入院しており、全く畑の維持管理ができないということでした。本人としては早く土地を処分したいという考えがあったようです。譲り受け人も、耕作地拡大の考えがあり、購入することに至ったようです。売買契約上、特に問題ないように思います。審議の方、よろしくをお願いします。

議 長       ただ今議案第 51 号の 1 番について説明がありました。  
              これより質疑に入ります。  
              皆さんから何かご意見等ございませんか。  
              《なしの声あり》

議 長       ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
              《異議なしの声あり》

議 長       「異議なし」と認めます。  
              よって、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長       次に議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局より説明を求めます。

事務局       議案第 52 号農地法第 5 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 8 頁になります。土地の所在が西海町木場郷字下丸尾の畑・計 1 筆・297 m<sup>2</sup>で利用状況は自家用野菜畑となっています。申請地の地番・地目・地積・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載のとおりで「一般住宅を建築するため」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造スレート瓦葺き平家建ての住宅建築を予定しています。添付資料は、9 頁から 17 頁までで、9 頁に位置図、10 頁に付近状況図、11 頁に現況写真、12 頁に字図、13 頁に航空写真を添付しています。14 頁に被害防除計画書、15 頁に土地利用計画図、16 頁に平面図、17 頁に立面図を添付しています。14 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として緩衝地を設ける。被害防除措置の内容または被害の恐れがない理由として、緩衝地を約 1.7m 設けた場所にブロックフェンスを設置し、植栽を植え、土砂が流れないようにする。近傍農地の日照、通風、耕作

等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、緑地、緩衝地を設ける幅約 1.7m 程度、建物の高さを加減する。高さ 6.352m 程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、申請地の東側の農地は現状のまま耕作予定。緩衝地を 1.7m 設け、建物は平家建を計画しており、高さも 6.352m と一般的な建物より低いため、日照・通風・採光は現状と変わらず影響ない。尚北側は市道、南西側は水路と宅地である。排水計画ですが、雨水は溜枡、水路流下。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。工期は許可日から 4 ヶ月間を予定しています。農地区分について、申請地は市道や水路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

4 番            昨日、譲り渡し人の方と現地確認に行きました。譲り受け人の子供さんが小学校に入学するというので、家を建てる場所を探していたそうです。双方は親戚関係にあたるようで、ここはどうでしょうかと提案したところ話がまとまりました。また、被害防除計画のとおり特に問題はないと思います。そして、奥のほうに 1m ほど残地ができるのですが、トラックの上からそのまま機械も乗り降りできるので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長            ただ今議案第 52 号の 1 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、許可相当といたします。

議 長            次に、2 番について事務局より説明を求めます。

事務局           「2 番」について説明いたします。資料は 18 頁になります。土地の所在が大瀬戸町多以良外郷字火立場の畑・計 1 筆・948 m<sup>2</sup>で利用状況

は休耕地となっています。申請地の地番・地目・地積・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載のとおりで「太陽光発電施設を建設するため」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。太陽光パネル 308 枚、発電規模 44.0 キロワットの太陽光発電施設設備を予定しています。添付資料は、19 頁から 26 頁までで、19 頁に位置図、20 頁に付近状況図、21 頁に現況写真、22 頁に字図、23 頁に航空写真を添付しています。24 頁に被害防除計画書、25 頁に土地利用計画図、26 頁に太陽電池標準仕様書を添付しています。24 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として、土留め工事をする。被害措置の内容または被害の恐れがない理由として、周辺農地との境界にコンクリートブロック積により土砂流出防止措置をとり、全体の傾斜を南側の側溝に傾斜させ、雨水が側溝へ流れるように傾斜をつける。雨水等は側溝を経て隣接道路側溝に排出する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、設置する太陽電池パネルの高さが 1227mm であるため、近傍農地への日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、なしとなっています。工期は令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日を予定しています。本件は令和 1 年 8 月総会にて西海農業振興地域除外申請を行なった案件となっています。農地区分について、申請地は里道や水路や雑種地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 5 番            昨日、現地確認に行きました。ここは、今説明があったとおり、8 月に農振地域の除外申請があった場所です。航空写真でわかるように、太陽光パネルが申請地の横に数年前に設置されています。以前は牧草地として利用していましたが、現在は畜産を全部やめてしまっています。荒らすにはもったいない場所ですので、申請どおりで問題ないのではないかと思います。以上です。

議 長            ただ今議案第 52 号の 2 番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することについて異議ござい

ませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、許可相当といたします。

議 長

次に議案第 53 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

資料の 27 頁をお願いします。議案第 53 号農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

28 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約関係 63 筆 41,787 m<sup>2</sup>と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）57 筆、56,271 m<sup>2</sup>が計上されています。

29 頁から 33 頁は利用集積の合意解約関係の内訳で今回個人間の使用貸借を解約し中間管理機構へ移行するもの 9 筆 14,880 m<sup>2</sup>と賃貸借から使用貸借へ切り替えるもの 1 筆 1,080 m<sup>2</sup>と市公社が保留することになる 53 筆 25,827 m<sup>2</sup>の合意解約分が計上されています。34 頁から 36 頁は県公社借入分で 36 者から使用貸借する 57 筆 56,271 m<sup>2</sup>で、再設定分 9 筆・新規分 48 筆の計 57 筆、計 56,271 m<sup>2</sup>について計上されています。新規のうち 5 筆 2,998 m<sup>2</sup>については、今回配分なしとなっています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長

ただ今、議案第 53 号について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長

ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 53 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 54 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 37 頁をお願いします。議案第 54 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 38 頁から 57 頁です。先ほど 34 頁から 36 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 57 筆のうち 52 筆に対して、県農業振興公社から「16 者」に対し、使用貸借「10 年」のもの 47 筆と使用貸借「5 年」のもの 5 筆の計 52 筆分について利用配分を行う各筆明細となっています。

1 番から 46 番の 46 筆は西海町面高郷の担い手に対し、47 番から 51 番の 5 筆は西彼町下岳郷の担い手の方へ対し、52 番の 1 筆は西彼町中山郷の担い手の方に対し、それぞれ配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。41 頁に利用配分の合意解約分 1 筆分の明細、42 頁から 57 頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

1 3 番 1 番から 46 番につきまして、農業振興公社に内容を確認しました。個人間での使用貸借だったので、中間管理機構を通してしたそうです。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

9 番 47 番から 51 番についてです。ここも、個人間で貸し借りをしていたのを、今回中間管理機構を利用したということです。今でも馬鈴薯とかカボチャとか作っているので特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

1 9 番 52 番について、一昨日借り手の方と会って話をしてきました。現在、ビニールハウス 3 棟でアスパラを作っています。これからも、頑張つてやるということでしたのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 54 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 54 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 55 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 58 頁から 81 頁をお願いします。議案第 55 号非農地通知の対象とする事の決定について（同意書分）説明をいたします。

今回は通常分の申請受付はなく、本年 10 月総会にて説明しました「農地の非農地手続きについて」で、対象者となりました崎戸町・大島町地区の農地所有者 260 件・1360 筆・620,607 m<sup>2</sup>のうち、11 月までに同意書の提出を受け、非農地処理を希望する対象地 93 件・479 筆・230,687.20 m<sup>2</sup>について、審議を頂きたいと思っております。

今回、申請者の方は大島町 72 件、382 筆、174,789 m<sup>2</sup>と崎戸町本郷・蠣浦地区 19 件、86 筆、47,923 m<sup>2</sup>と江島 1 件、5 筆、3,718 m<sup>2</sup>と平島 1 件 6 筆、4,218 m<sup>2</sup>、合計 93 件、479 筆となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の利用状況調査において B 分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。

平成 26 年度の法改正により、市町村からの依頼を受けることなく、総会において農地・非農地の判断ができるようになった。判断の前に所有者等へ判断する旨の通知、現況確認が必要であったがこれらの手続きも省略された経過があります。これにより、農業委員会は利用状況調査及び荒廃農地調査により B 分類と判定した農地について、再度の現地確認を要することなく総会に諮り農地・非農地判断を行なうとなっているところです。留意点として、農地・非農地の判断については相続税・贈与税納税猶予、農業者年金、土地改良賦課金等にも影響を及ぼすことから総会等で判断する前に、対象地に関する情報を確認することが望ましいとされています。このような背景から現地確認に係る添付資料については航空写真により対応をさせていただいております。



説明に入ります。物件 1 番から 382 番の 382 筆は大島町の物件で、資料は議案 58 頁の 1 番から 77 頁の 382 番までです。申請者は大島町にお住まいの方々に、72 件、382 筆の 174, 799. 20 m<sup>2</sup>となっています。

82 頁に航空写真配置図、83 頁から 122 頁に対象地の航空写真を添付しています。申請地大島町 1 の 83 頁と航空写真の No. は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「大島町 1」は航空写真のタイトルと連動しています。対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な写真番号で対応している状況です。平成 30 年度の利用状況調査で「B 分類」と判断された農地を対象に一覧表を作成し、所有者に通知を行い、今回返信された分のうち、非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化及び山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

物件 383 番から 468 番の 86 筆は崎戸町蠣浦郷・本郷の物件で資料は議案 77 頁、383 番から 81 頁 468 番までです。申請者は崎戸町にお住まいの方々に、19 件、86 筆の 47, 923 m<sup>2</sup>となっています。123 頁に航空写真配置図、124 頁から 130 頁に蠣浦郷の航空写真、131 頁から 136 頁に本郷の航空写真を添付しています。申請地 No. と航空写真の No. は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「本郷 1」は航空写真のタイトルと連動しています。対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な写真番号で対応している状況です。平成 30 年度の利用状況調査で「B 分類」と判断された農地を対象に一覧表を作成し、所有者に通知を行い、今回返信された分のうち、非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化及び山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

物件 469 番から 473 番の 5 筆は、崎戸町江島の物件で資料は議案 81 頁の 469 番から 473 番までです。申請者の方は崎戸町江島の方で、1 件、5 筆の 3, 717 m<sup>2</sup>です。137 頁に航空写真配置図、138 頁から 140 頁に江島の航空写真を添付しています。申請地 No. と航空写真の No. は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「江島 1」は航空写真のタイトルと連動しています。平成 30 年度の利用状況調査で「B 分類」と判断された農地を対象に一覧表を作成し、所有者に通知を行い、今回返信

された分のうち、非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

物件 474 番から 479 番の 6 筆は、崎戸町平島の物件で資料は議案 81 頁の 474 番から 479 番までです。申請者の方は崎戸町平島の方で、1 件、6 筆の 4,248 m<sup>2</sup>です。141 頁に航空写真配置図、142 頁・143 頁に平島の航空写真を添付しています。申請地 No. と航空写真の No. は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「平島 1」は航空写真のタイトルと連動しています。平成 30 年度の利用状況調査で「B 分類」と判断された農地を対象に一覧表を作成し、所有者に通知を行い、今回返信された分のうち、非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 55 号の 1 番から 479 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 55 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の 1 番から 479 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で議案審議は終了しました。

議 長 　　次に報告事項に入ります。  
農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて、事務局より説明をお願いします。

事務局        それでは資料の 144 頁をお願いします。農地法第 5 条の規定による許可申請の取下申立について、令和元年 11 月総会議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、令和元年 11 月 26 日の第 11 回総会において審議をいただいた案件であります。令和元年 12 月 9 日に農地法第 5 条の規定による許可申請の取下申立書が提出されました。取下げ理由としては、「申請書提出後、具体的に打合せを進めていく中で当初予定していなかった費用が生じる可能性があり、資金返済に厳しい状況が見込まれるため、申請地での建築計画を断念しました。」ということです。同日受理し、県へ進達したので報告します。進達後の結果、長崎県としても取下げ申立を受理したとのこと。対象地は大瀬戸町多以良外郷字平倉における住宅建築事業の分となります。県の許可指令前手続きということで今回の流れのようになりました。

議 長        ただ今、5 条の取下げについて説明がありました。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長        ないようでしたら、ただ今報告があったとおり申立があったということでご承知おきください。

議 長        次に、農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事務局        それでは資料の 146 頁をお願いします。令和元年 12 月の農地改良等届になりますが、西海町太田和郷における農地のせまち倒し事業の分となります。申請地は西海町太田和郷字火口の物件の計 1 筆で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。畑 1,408 m<sup>2</sup>について、農地等整備事業補助金を活用して圃場整備をおこなうものとなっています。現在 3 枚となっている圃場を切土、盛土によって整備し、1 枚の圃場とするものです。

現在水稻栽培を行なっている申請地の利便性向上を図るためと聞いています。申請地内の土を利用する工事を行なう内容となっています。

関係資料は 147 頁から 153 頁までで、147 頁に位置図、148 頁に付近近況図、149 頁に現況写真、150 頁に字図、151 頁に航空写真を添付しています。152 頁に被害防除計画書、153 頁に土地利用計画、断面図を添付しています。152 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 1.5m、切土を行う最高 1.8m、被害防除措置として、土留め工事をする。法面保護をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、自分の土地内で行なう。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由

として自分の土地内で行なうので、日照、通風、耕作など周辺に被害を生じさせる恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、生じないとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、改良届について説明がありました。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長 　　法令遵守の申し合わせの件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということで、県農業会議、全国農業会議所の方から、ここに書いてあるとおり、農業委員と農地利用最適化推進委員で、法令遵守を徹底するために、ここに申し合わせ、決議を行っていただきたいということです。背景としましては、他県の農業委員会の会長が、農地転用に関して地位を利用して便宜を図り、収賄で逮捕されたことを受けて、公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければならないということです。

内容について読み上げます。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和元年12月25日、西海市農業委員会、ということで、このような決議を行うということでご同意いただければと思います。

議 長 　　ただいま申し合わせ事項の条文を読み上げさせていただいたわけですが、こういうことで決議して、西海市農業委員会としても、これに

則り、決議してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議 長 異議なしということで、よろしくをお願いします。

議 長 以上で審議は全て終了しました。  
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和2年1月27日(月) 午後2時から  
場所 大瀬戸コミュニティーセンター

これもちまして西海市農業委員会第12回総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

令和元年 12 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人